

協業組合の事業転換の認可

根拠条文

【中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項】

協業組合は、需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため事業の転換を行なう必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を行なうことができる。